

随意契約結果表

担当課名	教育総務課等		
案件名	複合機		
案件の概要	小中学校、幼稚園で使用する複合機の契約		
随意契約の種類	○随意契約 ● 単独随意契約		
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日	契約の相手方	コニカミノルタジャパン(株)
契約金額	8,271,494 円 (うち消費税相当額 751,954 円)		
契約期間	契約を行った日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 まで		
随意契約とした理由	現在、小中学校及び幼稚園に設置している複合機については、現行の機器及びサービス内容に問題がなく、良好な状態であることを評価して、来年度においても保守期間内であることから引き続き使用するものである。 以上により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質または目的が競争入札に適しないもの)に該当するものとして、コニカミノルタジャパン(株)と単独随意契約を締結する。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		

※見積金額及び落札金額は(見積単価×予定数量)の金額となります。単価契約のため、実際の契約については次頁の単価にて行います。

契 約 単 価

物 品 名	規 格	単 位	単価(円) (税別)
モノクロコピー (小学校)	仕様書のとおり	枚	1. 2 4
カラーコピー (小学校)	仕様書のとおり	枚	4. 5 0
モノクロコピー (中学校)	仕様書のとおり	枚	1. 1 4
カラーコピー (中学校)	仕様書のとおり	枚	4. 5 0
モノクロコピー (幼稚園)	仕様書のとおり	枚	1. 5 4
カラーコピー (幼稚園)	仕様書のとおり	枚	4. 5 0